

改元に関するお知らせ

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成 29 年法律第 63 号)に基づく皇位の継承に伴い、5月1日に元号が「平成」から「令和」に改められることとなります。

つきましては、徳島県農業共済組合における改元対応について、下記のとおりお知らせします。

組合員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○保険契約手続きについて

(1)4月30日までに発行する保険証券等について

「平成」表示の保険証券等についても、保険手続きは有効に成立しており、改元以降も保険契約として有効です。

<例>保険期間:平成31年4月1日 から 平成32年3月31日 1年間

(2)5月1日以降に発行する保険証券等について

5月1日以降は、新元号「令和」表示にて作成いたします。

<例>保険期間:令和元年5月1日 から 令和2年4月30日 1年間

令和元年5月1日以降も、日付が「平成」で表示されている当組合の書類はそのまま有効です。保険契約の内容に影響はありませんのでご安心ください。